

熱海市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第8号

熱海市都市公園条例の一部を改正する条例

熱海市都市公園条例（昭和41年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「第6条第4項ただし書」を「第10条第4項ただし書」に改める。

別表第1のうち2 有料公園施設の表中

「

小山臨海公園	南熱海マリンホール
	テニスコート
	ゲートボールコート
	多目的広場

を

「

小山臨海公園	南熱海マリンホール
	テニスコート
	多目的広場

に改める。

」

別表第2のうち2 有料公園施設の表中「ゲートボールコート及び」を削る。

別表第4備考を次のように改める。

備考 使用料の算定は、次のとおりとする。

- 1 使用料に係る期間の計算については、当該期間が1月未満の場合及び1月未満の端数が生じた場合は、日割計算とする。
- 2 面積が1平方メートルに満たない場合及び1平方メートルに満たない端数が生じた場合は、1平方メートルに切り上げる。
- 3 延長が1メートルに満たない場合及び1メートルに満たない端数が生じた場合は、1メートルに切り上げる。
- 4 2の項及び3の項に規定する使用料については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に規定する非課税の貸付け（以下「非課税貸付け」という。）に該当しない場合は、当該消費税額を当該額に合算した額とする。

5 4の項に規定する使用料については、非課税貸付けに該当する場合は、当該消費税相当額を除いた額とする。

6 この表により算定した使用料に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第6のうち1 小山臨海公園のうち、(2) テニスコート、ゲートボールコート及び多目的広場の表中「ゲートボールコート」を削り、同表ゲートボールコート(1面当たり)の部を削り、同表中「多目的広場(1面当たり)」を「多目的広場」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 単位の欄における午前、午後及び夜間の区分は、次のとおりとする。

1 午前 午前7時から正午まで

2 午後 正午から午後5時まで(1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日まで)

正午から午後7時まで(7月1日から8月31日まで)

3 夜間 午後5時から午後9時まで(1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日まで)

午後7時から午後9時まで(7月1日から8月31日まで)

別表第7備考を次のように改める。

備考 利用料金の算定は、次のとおりとする。

1 利用料金に係る期間の計算については、当該期間が1月未満の場合及び1月未満の端数が生じた場合は、日割り計算とする。

2 面積が1平方メートルに満たない場合及び1平方メートルに満たない端数が生じた場合は、1平方メートルに切り上げる。

3 1の項に規定する利用料金については、非課税貸付けに該当する場合は、当該消費税相当額を除いた額とする。

4 この表により算定した利用料金に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。